

畜犬に関する手続き・手数料について

令和2年4月

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法に基づき、町へ犬の登録が必要となります。(一度登録すれば生涯有効です。)

また、毎年1回、狂犬病予防注射の接種が必要です。町では毎年5月下旬頃、町と獣医師会で各地区の集会所や公園等を巡回し、集合注射を実施しています。(注射費用と注射済票交付手数料がかかります。)日程についてはお問い合わせください。(登録犬については、別途お知らせします。)

なお、集合注射を受けられなかった場合は、動物病院等で注射をした後に町民生活課へ「注射済証明書」を提出してください。(注射費用は動物病院等にお支払いください。また、注射済票交付手数料がかかります。)

登録、注射ともに町へ手数料の納付が必要となりますので、お越しになる際はご準備ください。

そのほかに、犬を譲り受けたり、死亡した場合等には各種届出と手数料が必要になります。

種類	手続きの場所	必要なもの	手数料
犬の登録	町役場	登録手数料 印鑑	3,000円 ※生涯1回・鑑札の交付
狂犬病予防注射	動物病院等	注射費用	動物病院の価格
狂犬病集団予防注射 (毎年5月下旬頃)	町内指定箇所	注射料 注射済証交付手数料	3,250円 ※注射料 2,700円 + 注射済証交付手数料 550円
注射済票の交付	町役場	注射済証交付手数料 注射証明書	550円 ※動物病院で予防注射を受けたとき
鑑札の再交付	町役場	鑑札再交付手数料	1,600円 ※鑑札を紛失したとき
注射済票の再交付	町役場	注射済証再交付手数料	340円 ※注射済証を紛失したとき
登録犬の異動(町内)	町役場		
〃 (町外→町内)	町役場	鑑札	※鑑札を紛失したときは登録が必要
〃 (町内→町外)	異動先の役所	印鑑 鑑札	
登録犬の譲渡(町内)	町役場	鑑札	※鑑札を紛失したときは登録が必要
〃 (町外→町内)	町役場	鑑札	※鑑札を紛失したときは登録が必要
〃 (町内→町外)	異動先の役所	異動先に照会してください	
登録犬の死亡届	町役場	電話でも受け付けます	
抑留犬の返還	動物愛護センター	鑑札 手数料	手数料 5,700円 管理費 600円/日